第

4229

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2011年)$ 平成23年 4月 26日 火曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 災害に関する税務

Q:東日本大震災の復旧が急ピッチで行われていますが、災害に関する税務はどのようになっていますか?

A:主な取扱いは、次のようになっています。

【解説】

災害に遭ったときの税務には、次のようなも のがあります。

【災害により滅失・損壊した資産等の取扱い】 法人又は個人事業者の有する資産が被災し、 次のような損失又は費用が生じたときは、その 損失又は費用の額は、損金の額に算入されます。

- ①商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等 の固定資産などの資産が、災害により滅失又 は損壊した場合の損失
- ②損壊した資産の取壊し又は除去のための費用
- ③土砂その他の障害物の除去のための費用

【復旧費用の取扱い】

被災資産について支出する費用は、次のよう に取り扱われます。

- ①原状回復費用は、修繕費となります。
- ②被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます
- ③資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、 残額を資本的支出とする経理をしているとき は、この処理が認められます。







